2　被請求団体は、法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、次の事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。

⑴　被請求団体の構成員に関する出家信徒及び在家信徒の別並びに出家信徒の位階

⑵　被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名

⑶　被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）

理　　由

第１　本件処分請求の内容等

平成15年１月23日付け、平成18年１月23日付け、平成21年１月23日付け、平成24年１月23日付け及び平成27年１月23日付けで期間更新決定を受けた、平成12年１月28日付け当委員会決定（以下「本件観察処分決定」という。）に基づく観察処分（以下「本件観察処分」という。）の対象とされた被請求団体に対する公安調査庁長官からの本件処分請求に係る処分の内容及び更新の理由となる事実の要旨は別添１－１「更新請求書」及び別添１－２「訂正申立書」記載のとおりであり、同長官提出に係る証拠書類等の目録は別添１－３「証拠書類一覧表（公安調査庁）」のとおりである。

第２　被請求団体の意見

被請求団体の意見の要旨は、①「Aleph」の名称を用いる集団（以下「Aleph」という。）、「Aleph」の幹部構成員であった山田美砂子を中心とする集団（以下「山田らの集団」という。）及び「ひかりの輪」の名称を用いる集団（以下「ひかりの輪」という。）は、いずれも、本件観察処分の対象とされた被請求団体には含まれない、②「山田らの集団」及び「ひかりの輪」は、法第５条第１項各号に掲げる事項には該当せず、引き続き活動状況を継続して明らかにする必要も存しない、などというものであり、被請求団体提出に係る証拠書類等の目録は別添２「証拠書類一覧表（被請求団体）」のとおりである。

第３　当委員会における審査の概要

当委員会は、法に規定する規制措置が、無差別大量殺人行為という社会公共の安全に甚大な被害を与える犯罪行為を防止するため、公共の福祉の観点から国民の基本的人権に対する必要かつ合理的な制約を加えるものである一方で、国民の基本的人権に直接関わるものであることを念頭に置き、本件処分請求に係る処分要件の存否について特に慎重に認定し、判断するよう努めた。

そして、被請求団体に十分な防御の機会を与えるため、法の予定しているところではないが、当委員会の裁量により、公安調査庁長官提出に係る①更新請求書、②証拠書類等目録、証明すべき事実との関係を明らかにした書面等、③証拠の全部（別添１－３記載の証拠書類等計636点）を被請求団体に開示することとし、被請求団体代理人弁護士酒田芳人ほか３名に対し、上記①及び②並びに③のうち別添１－３記載の証拠書類番号１、２、17、78、262、308、332、387、448の各写しを交付するとともに、③の残りの証拠書類等について閲覧の機会を与えた。その上で、法第26条第３項の規定に基づき被請求団体の意見を陳述した書面を提出させるとともに、これも法の予定しているところではないが、平成30年１月10日、被請求団体から口頭による陳述を聴取した。

その後、当委員会は、可及的速やかに審査を遂げ、本決定に至ったものである。

第４　当委員会の認定

１　被請求団体の現況

⑴　当委員会は、平成15年１月23日付けの期間更新決定（以下「第一回の期間更新決定」という。）、平成18年１月23日付けの期間更新決定（以下「第二回の期間更新決定」という。）、平成21年１月23日付けの期間更新決定（以下「第三回の期間更新決定」という。）及び平成24年１月23日付けの期間更新決定（以下「第四回の期間更新決定」という。）を受けた、本件観察処分の対象とされた被請求団体を、平成27年１月23日付けで、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する旨の決定（以下「第五回の期間更新決定」という。）をし、この決定は、同月30日、官報で公示され、同年２月１日、期間が更新された。

被請求団体は、本件観察処分決定後、「宗教団体・アレフ」の名称を用いる集団をその中心として活動していたところ、第一回の期間更新決定後、その名称を「宗教団体アーレフ」に変更する旨発表した。

そして、第二回の期間更新決定後、被請求団体の内部で、上祐史浩（以下「上祐」という。）を中心とする一部の構成員が「宗教団体アーレフ」を名乗る集団（以下「アーレフ」という。）とは異なる集団として、「ひかりの輪」の名称を用いて活動するようになり、一方、「アーレフ」は、その名称を「Aleph」に変更し、被請求団体は、第三回の期間更新決定時ないし第五回の期間更新決定時には、「Aleph」と「ひかりの輪」を中心として活動していた。

さらに、「Aleph」内で生じた意見対立の結果、平成27年１月、「Aleph」の幹部構成員であった山田美砂子を中心とする「山田らの集団」が、「Aleph」とは一定の距離を置いて活動を始めるに至った。

⑵　観察処分の対象とされた団体において、分派又は分裂が生じ、複数の集団として活動するに至った場合については、当該各集団が観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められない限り、なお各集団に観察処分の効力は及ぶものと解される。

ア　この点、「Aleph」は、第五回の期間更新決定後も、その基本的性質に変化はなく、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を明示的に強調して活動しているものと認められる。

イ　「山田らの集団」は、「Aleph」から一定の距離を置いて活動するようになった後においても、「Aleph」と同様に、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依を明示的に強調して活動しているものと認められ、本件観察処分の対象とされた被請求団体と基本的性質を同じくし、その重要な一部を構成しているものと認められる。

ウ　一方、「ひかりの輪」は、松本やオウム真理教との関係を否定し、外部監査組織による監査制度や、松本やオウム真理教に対する批判活動等の松本やオウム真理教からの脱却を示す種々の施策を講じるなどしている旨主張する。

しかしながら、①「ひかりの輪」で中心的に活動する上祐らが、その設立の前後に、その目的等について、組織維持のため組織を二つに分けるべきだなどとする松本の言動や後記２⑶（第４号該当性について）で述べるようなタントラ・ヴァジラヤーナに関する松本の言動等を引用しつつ、観察処分を免れて、松本の意思を実現するためである旨を繰り返し述べていたことなどの事実関係を前提としてこれまでに当委員会が認定してきたとおり、そもそも、「ひかりの輪」は、松本へ帰依し、同人の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、第三回の期間更新決定ないし第五回の期間更新決定の各時点においても、いまだ、松本及び同人の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としつつ、被請求団体の重要な一部を構成していたこと、その後も、②表面上は松本やオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説いていること、③松本自身がオウム真理教の特色であると説く修行体系とほぼ同様の修行体系を維持していること、④オウム真理教における位階制度を前提とした組織構造を維持していること、⑤「ひかりの輪」の役職員の全員及び構成員の半数以上が、いわゆる「地下鉄サリン事件」以前からの構成員である上、第五回の期間更新決定後においても、「Aleph」及び「ひかりの輪」の双方の活動に参加する構成員や、一方の集団から他方の集団へ活動場所を変えた構成員が存在すること、⑥第